

石川県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 本要綱は、石川県補助金等交付規則（昭和34年石川県規則第29号以下「規則」という。）に基づき、石川県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

「石川県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」に基づき、介護サービス事業所等が行う事業

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	知事が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	10/10

(申請手続)

第5条 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書兼実績報告書に係る書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定及び交付額の確定)

第6条 知事は、前条の規定に基づき、申請があったときは、当該申請書兼実績報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、次条に定める事項を条件に補助金の交付決定及び交付額の確定を行うものとし、申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める日（以下「厚生労働大臣が別に定める日」という。）を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に送付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別紙様式第 6 により遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金請求書（別紙様式第 2）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。